

令和7年度 徳島県献血推進計画

第1 計画策定の趣旨

本推進計画は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。）第9条に規定する血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本方針並びに第10条に規定する国の献血推進計画に基づき、令和7年度に本県の医療に必要と見込まれる輸血用血液及び原料血漿量の目標を勘案し、献血により確保すべき血液の目標量を定めるとともに、県内における献血に関する啓発及び献血者の確保並びに献血推進組織の育成強化等に努め、円滑な血液事業の推進を図ることを目的として、血液法第10条第5項の規定により策定するものである。

第2 令和7年度に献血により確保すべき血液の目標量

県内医療機関における血液製剤の需要に対応するとともに、国から示された血漿^{しょう}分画製剤用の原料血漿^{しょう}確保目標量8,650リットルを確保するため、令和7年度に必要な献血者数は、全血献血18,742人、成分献血8,632人とする。

(献血目標の内訳)

区分	献血者数(人)	献血量 (L)
全血献血	18,742	7,473
200mL 献血	120	24
400mL 献血	18,622	7,449
成分献血	8,632	4,901
血漿 ^{しょう} 成分献血	7,026	3,973
血小板成分献血	1,606	928
合 計	27,374	12,374

(献血目標の採血場所別内訳)

区分	献血ルーム(人)	移動採血車(人)	計(人)
全血献血	7,780	10,962	18,742
200mL 献血	120	0	120
400mL 献血	7,660	10,962	18,622
成分献血	8,632	0	8,632
血漿 ^{しょう} 成分献血	7,026	0	7,026
血小板成分献血	1,606	0	1,606
合 計	16,412	10,962	27,374

第3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第4 基本的考え方

- 1 県及び市町村は血液製剤の安定供給を確保するため、徳島県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）と連携し、広報啓発活動等の推進運動を積極的に展開する。
- 2 県は、国と連携して、献血に対する県民の理解を深めるために必要な啓発や施策を実施するとともに、血液センターにおいて献血の受入れが円滑に実施されるよう協力する。
- 3 市町村は、国及び県と連携して、献血に対する県民の理解を深めるための啓発等を実施するとともに、血液センターによる献血の受入が円滑に実施されるよう、献血会場の確保等に協力する。
- 4 血液センターは、国、県及び市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全の確保及び継続して献血に協力できる環境の整備を行うとともに、効果的な啓発の実施により、献血や血液製剤に関する一層の理解と献血への協力を呼びかける等、献血目標量を確保する。

第5 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 普及啓発活動の実施

（1）若年層を対象とした対策

- ア 若年層に身近なメディアであるSNSを含むインターネット等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。
- イ 若年層対象のイベントにおいて啓発資材を配布し、献血への理解を深めるとともに、継続した献血への協力を促す。
- ウ 子育て中の世代を中心に、血液の大切さや助け合いの心について啓発するとともに、次世代の献血者を育てていくため、スポーツイベントや小学生を対象に親子献血教室等の参加しやすい献血推進活動を実施し、親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることができる機会を設ける。
- エ 献血推進キャラクター「けんけつちゃん」及び「いくケンケくん」を使用したリーフレットやパンフレット、また、献血推進アニメ動画を積極的に活用し、若年層への一層の啓発の推進を図る。その際、インターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- オ 献血セミナーや献血イベント等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者に対して、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。
- カ 県及び血液センターは、国と連携して、小中学校段階での献血推進活動を含め、献血への理解を深めてもらうための取組を推進する。

キ 将来の献血者の増加に繋げるため、初回献血者の増加に向けた取組を推進する。

(2) 高校生等に対する啓発

- ア 男性に限り400mL全血献血が17歳から可能であること等、正確な情報を伝え、献血者の協力を得る。
- イ 高等学校学習指導要領解説保健体育編に献血に関する記載があることを考慮し、「献血セミナー」あるいはDVDやパネルの貸し出し等を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。
- ウ 高等学校での学内献血実施校の増加に向けて、高等学校長及び高等学校養護教諭に献血や血液製剤に関する理解を深めてもらうための啓発活動を充実する。
- エ 中学生・高校生を対象に献血推進ポスターを募集し、入賞作品について、表彰及び展示を行う。また、優秀作品を啓発資材に活用する。

(3) 大学生に対する啓発

大学キャンパス内において、献血を実施するとともに、学生献血推進ボランティア団体等と有機的な連携を確保し、同世代からの働きかけ等、効果的な献血啓発により、自主的な献血参加及び啓発活動への協力を促す。

(4) 企業等における安定的な集団献血の実施

- ア 企業等の献血を推進するため、企業等が参加しやすい方法により、献血組織の育成を図る。また、特に20歳代、30歳代の労働者の献血促進について、企業等に協力を求める。
- イ 企業及び徳島県職員の成分献血登録制度による安定的な成分献血を実施する。

(5) 複数回献血の推進

- ア 学域や量販店等の献血会場で、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかけ、献血者サービス向上を図るとともに、複数回献血への協力を呼びかける。
- イ 献血者にLINE及びメール並びに電話及び案内はがきにて、献血情報等を積極的に発信するとともに、複数回献血の協力を呼びかける。
- ウ 献血者に徳島健康ポイントプロジェクトへの参加を促し、当ポイントを付与することで、継続的な献血の協力につなげるとともに、アプリによる啓発を行う。

(6) 献血推進キャンペーン等の実施

県、市町村、血液センターは、相互に連携し、献血目標の達成及び献血の普及啓発を目的に、次のとおり献血推進キャンペーンを実施する。

実施事項	実施時期	内 容
愛の血液 助け合い運動	7月	若者を中心とした県民各層への献血普及啓発を実施し、広報活動を強化
はたちの献血 キャンペーン	1～2月	はたちの若者を中心に県民各層への献血普及啓発を実施し、広報活動を強化
各種イベント 等	随時	・ 献血キャラクター「けんけつちゃん」及び「いくケンケくん」を活用した献血推進活動 ・ 献血可能年齢等について正確な情報を発信 ・ 輸血用血液製剤や免疫グロブリン製剤等血漿分画製剤の周知

2 献血推進組織等の育成に関する事項

- (1) 献血功労団体等に対する厚生労働大臣表彰状、同感謝状の伝達の実施
- (2) 献血協力団体等に対する知事表彰、保健所長表彰の実施
- (3) 献血協力団体等の担当者研修会の実施
- (4) 市町村及び市町村社会福祉協議会担当者研修会の実施
- (5) 保健所及び市町村から管内の企業組織及び各種団体（ライオンズクラブ、婦人会等）への要請
- (6) 献血協力団体はもとより、献血思想の普及、推進等に意欲的な団体等との連携強化

3 採血所の環境整備等

- (1) 献血者が安心して献血できる環境の整備

ア 血液センターは、献血申込者に快く献血に参加してもらうため、丁寧な処遇をすることに特に留意する。また、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。

イ 血液センターは、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減し、献血者の安全確保を図るため、採血の手順や採血後の過ごし方等について映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行う。

ウ 血液センターは、職員の健康管理を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症等への感染防止対策を実施し、献血会場の安全な運営に取り組む。

(2) 献血者の利便性の向上

ア 血液センターは、献血者の利便性を向上するため、移動採血車による計画的採血及びICTを活用したWeb予約等の導入に積極的に取り組む。

イ 血液センターは、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定、企業や団体等の意向を踏まえた集団採血の実施、子育て世代に対応したキッズスペースの整備等、ライフスタイルの多様化に対応する取組に務める。

4 献血時の血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは、献血者の健康管理に資する検査を行い、希望者に対して結果を通知する。また、低血色素により献血できなかった者に対して、不採血者用パンフレットを用いて食生活の改善による貧血の改善、予防を啓発する。

5 献血者の意思を尊重した採血の実施

血液センターは、初回献血者や献血に不安がある方に対し、十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分（200mL全血献血、400mL全血献血又は成分献血）を決定する。

第6 その他献血の推進に関する重要事項

1 徳島県献血推進協議会の開催

県は、徳島県献血推進協議会を開催し、次年度の徳島県献血推進計画の策定、献血思想の普及、献血制度の推進等について協議する。

また、若年層に対して献血推進及び献血思想の普及を図るため、同年代の学生献血ボランティアに献血推進協議会への参加を促す。

2 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

献血時の本人確認、問診の徹底はもとよりHIV等の感染症の検査を目的とした献血を行わないよう県民に対し周知を行う。

3 血液製剤の適正使用等の推進

(1) 県及び血液センターは、主な医療機関の血液製剤使用状況を把握するとともに、医療機関に対し必要な情報提供を行う。

(2) 県は、血液センター及び関係医療機関と合同で、徳島県合同輸血療法委員会を開催し、県内医療機関の血液製剤の使用及び輸血療法の適正化を推進する。

4 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- (1) 県及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫の不足等が予測される場合、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、所要の策を講ずる。
- (2) 県は、血液不足時の危機管理水準に対応して関係部局と連携、協力を図り、献血推進本部（本部長：保健福祉部長）を開催し、血液センターと協力して血液確保対策を講ずる。

5 災害時等における献血の確保等

- (1) 県及び市町村は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、過去の災害時の実態を参考にしつつ、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、血液センターは、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受け入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- (2) 血液センターは、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、血液センターの取組を支援する。
- (3) 血液センターは、新型コロナウイルス感染症等新興・再興感染症のまん延時においても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図り、献血場所の確保に努める。県及び市町村は、献血場所の感染防止対策及び広報について、血液センターの取組を支援する。